

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 株式会社ランシステム

業者の住所 : 埼玉県狭山市狭山台4-27-38

2 指名停止措置期間 : 令和2年9月11日～令和2年12月10日 (3か月間)

3 指名停止措置の範囲 : 【物品】関東甲信工事事務局管内

4 事実概要

株式会社ランシステムは、令和2年9月3日開札の当機構関東甲信工事事務局発注の「事務用物品（プロッター他）の購入」の一般競争入札において、落札決定後に入札価格の積算誤りを理由として契約を辞退したため、当該契約が不成立になったものである。

5 指名停止措置理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）別表第2第15項（下記参照）に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく指名停止基準

停止事由	停止期間
1～14 省略	省略
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	認定した日から1か月以上9か月以下
16 以降 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 経理資金部 会計課 TEL 045-222-9049 (直通)